

議第9号

高山市産業振興基本条例の一部を改正する条例について

高山市産業振興基本条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年2月25日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

産業振興の取り組みをより一層推進するため改正しようとする。

高山市産業振興基本条例の一部を改正する条例

高山市産業振興基本条例（平成21年高山市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、高山市の産業の振興に関する基本理念、計画の策定及び役割の分担を定めることにより、<u>市の産業基盤の安定及び強化並びにまちの活力の増進を図るとともに、地域の伝統文化を伝承し、もって地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>地域資源 土地、自然、町並み、歴史、伝統、文化、匠、技、食、人材等の市内にある産業活動に必要な資源をいう。</u></p> <p>(3) <u>産業振興団体 商工観光関連団体、農林畜産業関連団体その他経済活動に関わる団体をいう。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、高山市の産業の振興に関する基本理念、計画の策定及び役割の分担を定めることにより、<u>産業の振興に関する施策を総合的に推進し、市内経済の好循環を図るとともに、歴史、伝統、文化、技術などを継承し、もって市内経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>産業振興団体 商工観光関連団体、農林畜産業関連団体その他市内の経済活動に関わる団体をいう。</u></p> <p>(3) <u>金融機関 銀行、信用金庫、信用組合その他金融機関であって、市内に本店又は支店を有するものをいう。</u></p> <p>(4) <u>大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他の教育研究機関で、市、事業者、産業振興団体、金融機関又は一般財団法人飛騨高山大学連携センターと連携するもの及び一般財団法人飛騨高山大学連携センターをいう。</u></p> <p>(5) <u>地域資源 土地、自然、町並み、歴史、伝</u></p>

統、文化、匠、技、食、人材等の地域に根ざした産業活動に必要な資源をいう。

(6) 域外市場産業 市外の需要者を主たる販売市場とした産業をいう。

(7) 中小企業者等 事業者であって、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項各号に規定する中小企業団体及び農事組合法人をいう。

(8) 域外資本企業 事業者であって、市外に本社を有するものをいう。

(基本理念)

第3条 産業の振興は、事業者自らの創意工夫及び自助努力を尊重し、豊かで特色ある地域資源を活かしながら、事業者、産業振興団体、市民及び市が協働して推進することを基本とする。

(産業振興計画の策定)

第4条 市長は、前条の基本理念に基づき、将来における市内産業のあるべき姿を想定した産業振興計画を策定する。

(市の役割)

第5条 (略)

2 市は、事業者の取組に対し、積極的な支援を行い、良好な環境づくりに努めるものとする。

(基本理念)

第3条 産業の振興は、事業者自らの創意工夫及び自助努力を尊重しながら、豊かで特色ある地域資源の活用により域外市場産業の成長を促し、市内産業間や企業間のつながりを強化することにより、市内経済への波及と資金循環を促進し、市内経済の好循環の実現を目指すことを、事業者、産業振興団体、金融機関、大学等、市民及び市が共通認識し、連携のもと推進することを基本とする。

(産業振興計画の策定)

第4条 市長は、前条の基本理念に基づき、経済構造のあるべき姿を想定した産業振興計画を策定する。

(市の役割)

第5条 (略)

2 市は、基本理念に基づいた事業者の取組に対し、積極的な支援を行い、良好な環境づくり

3 市は、事業者、産業振興団体、市民、国、県及び研究機関との連携を図り、相互に情報交換及び協力が可能な体制の構築に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、常に自助努力及び経営革新に努めるとともに、地域住民との協調、市民の良好な生活環境の保全、地球環境への負荷の低減並びに市民の消費生活の安定及び安全確保に配慮するものとする。

2 (略)

(産業振興団体の役割)

第7条 産業振興団体は、自らの組織の強化を図りながら、事業者の創意工夫及び自助努力を支援する活動を行うとともに、市と協力し、積極的に産業振興のための施策を実施するものとする。

に取り組むものとする。

3 市は、事業者、産業振興団体、金融機関、大学等、市民、国及び県との連携を図り、相互に情報交換及び協力が可能な体制を構築するものとする。

4 市は、中小企業者等の実態を把握し、中小企業者等の振興に関する施策を効果的かつ効率的に実施するものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、常に自助努力及び経営革新に努めるとともに、地域住民との協調、市民の良好な生活環境の保全、地域資源の活用、市内産業とのつながりの強化、地球環境への負荷の低減並びに市民の消費生活の安定及び安全確保に取り組むものとする。

2 (略)

3 域外資本企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、事業活動を行うにあたっては、市内において生産される商品の購入及び提供されるサービスの利用、市内における雇用の確保、景観への配慮に積極的に取り組むなど、市内経済の好循環が図られるよう努めるものとする。

(産業振興団体の役割)

第7条 産業振興団体は、基本理念に基づき、自らの組織の強化を図りながら、事業者の創意工夫及び自助努力を支援する活動を行うとともに、市と協力し、積極的に産業振興のための施策を実施するものとする。

(金融機関の役割)

<p>(市民の協力)</p> <p><u>第8条</u> 市民は、市が行う産業振興のための施策等に対する理解を深め、積極的な協力を行うものとする。</p> <p><u>第9条</u> (略)</p>	<p><u>第8条</u> 金融機関は、基本理念に基づき、事業者が経営の革新及び経営基盤の強化に取り組むことができるよう円滑な資金の提供、経営相談その他の方法により支援するとともに、産業振興のための施策に積極的な協力を行うものとする。</p> <p>(大学等の役割)</p> <p><u>第9条</u> 大学等は、基本理念に基づき、産業振興のための施策に協力を行うよう努めるものとする。</p> <p>(市民の協力等)</p> <p><u>第10条</u> 市民は、市内において生産される商品の購入及び提供されるサービスの利用を行うなど、市内経済の好循環が図られるよう努めるとともに、市、産業振興団体及び金融機関が行う産業振興のための施策等に対する理解を深め、積極的な協力を行うものとする。</p> <p><u>第11条</u> (略)</p>
---	--

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。